開示

教育委員会定例会議事録

令和4年9月22日 午後2時00分 開会

出席委員

教	育	長	髙	本	訓	久
委		員	渡	辺	時	行
委		員	菅	沼	由責	貴子
委		員	戸	苅	恵理	里子
委		員	Ш	田	清	志

説明のための出席者

教育部長	前	田	清	彦
教育部次長兼庶務課長	酒	井	保	吏
教育部次長兼学校教育課長	Щ	本	_	之
教育部次長兼中央図書館長	尾	﨑	浩	司
庶務課主幹	中	村		忠
学校教育課主幹	中	村	<u> </u>	志
生涯学習課長	林		弘	之
スポーツ課長	杉	浦	忠	彦
学校給食課長	林		俊	光

教育長が指定した事務局職員

主	事	近	藤	邦	宏
主	事	森	下		徹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 第25号議案 教職員の任用について(非公開)

第3 第26号議案 令和5年度教職員定期人事異動方針について(非公開)

第4 その他報告 令和4年9月定例市議会における教育問題について

第5 その他報告 小中学校における一人一台端末の持ち帰りについて

「**高本教育長**」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、菅沼・山田 両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「**高本教育長**」 続きまして、日程第2、第25号議案「教職員の任用について」を 議題といたしますが、本案及び次の日程第3、第26号議案「令和5年度教職員定期 人事異動方針について」は、職員の人事に関する案件となりますので、議事を非公開 とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「**髙本教育長**」 異議なしと認め、第25号議案及び第26号議案は非公開とします。それでは、日程第2、第25号議案「教職員の任用について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(以下、議事内容は人事情報に関わるため議事を非公開)

「**髙本教育長**」 非公開で続けます。日程第3、第26号議案「令和5度教職員定期 人事異動方針について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(以下、議事内容は人事情報に関わるため議事を非公開) (事務局から当該議案を取り下げる旨説明)

「**髙本教育長**」 続いて、日程第4、その他報告「令和4年9月定例市議会における 教育問題について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「前田教育部長」 その他報告「令和4年9月定例市議会における教育問題について」 を資料に基づき説明。

「髙本教育長」 この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「戸苅委員」 加藤典子議員から「ライフステージにおける女性のヘルスケアについて」質問があったとのことです。これまでも女子児童生徒に対するケアについては、たびたび話題になっていますが、今回も、修学旅行前等には女子のみを集めた指導の場を設けるなどの対応をしているとの答弁がありました。一方で、ここ数年ジェンダーという考え方が広まってきて、これは女の子も男の子も平等に扱う、同じように目線を合わせてみることだと思います。そのようなことを考えると、女子だけに着目するのではなく、これからは男子に対しても同じように指導するという場があっても良いかと思います。思春期は性別によらず誰にでも訪れるのですから、今後は男子児童生徒にも目を向けた対応が必要と思います。

「山本教育部次長」 中学校1年生のときに、保健体育の単元として「心身の機能の発達と心の健康」を行います。これは授業となりますので、男女共修となり、思春期における男女の心や体の変化を学びながら、それぞれに思いやりを持って接する学習を行います。また、「親子で学ぶ思春期講座」を授業とは別に開催していますが、そこ

には男子の参加もあるようです。ただし、戸苅委員の言われたことは、とても大切な ことだと思いますので、そのように進めていく必要があると思います。

「戸苅委員」 男の子にも思春期があるということを女の子にも伝える。女の子の体の変化を男の子に伝えながら、男の子にも体に変化が起こることを伝える。どちらかに偏ってはいけないと思います。よろしくお願いします。

「山田委員」 今回、小中学校の校則について2人の市議が取り上げたとのことです。 倉橋英樹議員との答弁において、「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、行動力を高めることを目的として生徒指導があり、これを実現するためには、校則などの規則を置くことが重要だ」とありますが、子どもたちが自分たちの生活の中で、それぞれの課題を見つけて、それをどのように解決していくのか、それを考えていく過程も重要なのだと思います。靴下の色が変わったなどの受動的なことよりも、集団の中で自分たちの願いを形にしていくことが重要だと思いますが、子どもたちはどのような機会で、そのようなことを学ぶのでしょうか。総合的な学習や特別活動であったり、若しくは具体的に校則を見直すという動きの中で学ぶのでしょうか。

「山本教育部次長」 広い意味での主体性であれば、様々な授業の中での取組や、道徳の教科、特別活動、総合的な学習が該当すると思います。特に、総合的な学習では、SDGsについて学びながら、自分たちができることを考え、主体的な行動を促していくという授業を行っています。

「山田委員」 是非、各学校で主体的な子どもたちを育てていただきたいと思います。先ほど授業について伺いましたが、部活動としてはどうでしょうか。私が中学生の頃は、土曜日の練習をするかどうかをキャプテンが決めていました。朝練を行うか、何時まで部活を行うかも、子どもたちで決めていました。その頃とは大きく異なると思いますが、部活動における主体性という観点から何かありますか。

「山本教育部次長」 大学や高校の強豪校では、生徒の自主性を取り入れながら活動しているところが増えているようです。そのようなニュースが最近多くなってきたこともあり、中学校の指導者の中には、そういった視点をかなり意識して、子どもたちの自主性を重要視しながら技能の上達を図るといった指導方法も増えていると感じています。

「**菅沼委員**」 星川博文議員との答弁の中で、「校務補助員」という言葉が出てきます。これは学校用務員のことですか。

「山本教育部次長」 校務補助員は、愛知県教育委員会が配置する職員で、豊川市全体では、小学校1名、中学校1名の合計2名が配置されています。障害者雇用の方と

なりますが、例えば、一宮中学校に配置している職員は、一宮中学校の卒業生です。 学校用務員とは別の雇用となり、自身のできる範囲で頑張っています。

「**菅沼委員**」 学校用務員のパート化が進み、正規用務員の時だったらできていたワックスがけや草取りなどの仕事量が減っているのではないかと思います。実際の影響はどうですか。

「酒井教育部次長」 学校用務員は、36校中25校がパート対応校となります。大半が女性であり、給食配膳や屋内清掃等が主たる業務となりますので、草取りや樹木剪定といった屋外業務にまでなかなか手が回っていない状況でした。そのようなことから、今年度予算で、各学校20万円程の委託料予算を増額しています。草取りや樹木剪定など、パート化を進めたことにより生じた課題を解決するための予算として措置したものです。

「菅沼委員」 正規用務員の数を増やす予定はありますか。

「酒井教育部次長」 退職者不補充の方針に変更はありません。学校用務員の業務内容は自治体により様々で、例えば、豊橋市の学校用務員は屋外作業が主たる業務であり、高所作業車を用いた高木剪定や学校遊具の塗装なども、学校用務員がチームを組んで対応していますが、全員正規職員で大半が男性のようです。一方で、豊川市では給食の配膳や屋内の美化活動、銀行まわりなどが主たる業務であり、女性が大半の職場となっていて、これは田原市などでも同様のようです。豊橋市のように、屋外業務のスペシャリスト集団としての学校用務員となれば、草取りや樹木剪定等の問題は解決されると思いますが、膨大な人件費がかかることとなります。そのようなことから、全体的な経費節減の流れの中で、豊川市を含む近隣市では、学校用務員のパート化を進めてきたところですが、それにより課題が生じたため、豊川市では委託料を増額配当し対応したものとなります。

「**菅沼委員**」 先生方に学校用務員の退職者不補充のしわ寄せがいってしまうと、結果的に子どもたちの学校教育に影響を及ぼすかもしれません。それを防ぐ手立てをお願いします。

「**髙本教育長**」 ほかにご質問、ご意見がなければ、日程第4、その他報告「令和4年9月定例市議会における教育問題について」は以上で終了させていただきます。

「**髙本教育長**」 続いて、日程第5、その他報告「小中学校における一人一台端末の 持ち帰りについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「山本教育部次長」 その他報告「小中学校における一人一台端末の持ち帰りについて」を資料に基づき説明。

「髙本教育長」 この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「山田委員」 学校から指示のないファイルをダウンロードしたり、ソフトをインストールさせないという方針についてですが、学校が指定していないファイルについてはインストールできないようにするということは技術的に不可能なのですか。

「酒井教育部次長」 ハード的な質問となりますので、私からお答えします。例えば、スマホゲームや投稿アプリのように専用のアプリをダウンロードしなければ使用できないものについては、そもそもアプリのダウンロードに制限をかけているので、使えません。これは校内であっても、校外であっても同様です。一方で、インターネットでいろいろな情報を検索した場合、学校内であれば校内LANのなかで制限をかけていますので有害な情報は遮断されます。ただし、家庭に持ち帰り、各家庭のWi-Fiで使用した場合は、そのフィルタリングがかかりません。また、先ほどアプリをダウンロードできないと話しましたが、パソコンゲームのようにプラウザ上でダウンロードせずに遊べるようなゲームについては、子どもがそれで遊びたいかは別として、操作可能です。最近では、各家庭でスマホを所持し、好きなアプリをダウンロードして楽しんでいる子どもも多いと思いますので、アプリを自由にダウンロードできない一人一台端末は、それと比較すると、娯楽としての使い勝手は悪いと思います。ただ、インターネット検索などはできるので、例えば、長時間 YouTube を見るということは可能です。このあたりは情報モラル教育の中で、指導していくしかないという状況です。

「山田委員」 市P連(豊川市PTA連絡協議会)では、毎年スマホ所持状況を調査し、夜21時以降のスマホ利用はやめましょうといった市内統一事項の設定や、家庭でのルール作りを呼びかけるなどしていたと思います。全員に端末が行き渡ったので、改めて市P連との連携を働きかけていくことが大切だと思います。

「**戸苅委員**」 同意します。保護者の協力が不可欠な事柄だと思いますので、保護者にも強く訴えていく、家庭での協力なしでは達成できない課題だと思います。

「山田委員」 保護者に対して、家庭での利用に関する同意書を求めていますが、同意しない家庭はありますか。

「山本教育部次長」 同意できないという家庭はあります。特に小学校で比較的多く、家庭でスマホを持たせない方針なのだからというものが多い印象です。ほかには、子どもの利用状況のすべてを管理することが難しいということや、端末を壊してしまうことが心配という理由もありました。

「山田委員」 持ち帰りに同意しなかった家庭の場合、自宅で学習用ソフトを使うこととなった際などは、どのように対応することとなりますか。

「**酒井教育部次長**」 本誌が導入した学習用ソフトは、クラウド型となりますので、ログイン I Dとパスワードがあれば、各家庭の端末からでもインターネット経由で使用することができます。そういったこともあり、公用端末の持ち帰りには同意しないという家庭があるかもしれません。

「山本教育部次長」 今後も引き続き、諸課題については情報教育推進協議会を中心に議論しながら、一つ一つを解決していきたいと考えています。

「**高本教育長**」 ほかにご質問等なければ、その他報告「小中学校における一人一台端末の持ち帰りについて」は以上とさせていただきます。本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたします。

(午後3時40分 閉会)

この議事録は真正であることを認め、ここに署名する。

教育委員

教育委員